

愛媛県立今治西高等学校伯方分校

# いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

平成 30 年 1 月改訂

令和 3 年 3 月改訂

# 学校いじめ防止基本方針

今治西高等学校伯方分校

## 1 はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生や深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

本校では、地域に根ざし、個々の生徒に応じた教育を目指し、勤労と責任を重んじ、人間性の涵養に努め、豊かな文化の創造と発展に寄与することのできる心身ともに健全な人間を育てることを教育目標として、自らを律し自ら学び鍛える生徒の育成を目指している。この目標を達成するためにも、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、全ての教職員がいじめ問題について十分に理解し組織的にこの問題に取り組むために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) いじめの基本認識

- ア いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として許されるものではない。
- ウ いじめは、気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられる側にも責任があるという考え方は間違っている。
- オ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者が一体となって取り組むべき問題である。

### (3) いじめの構造と動機

#### ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「周りではやし立てる『観衆』となる生徒」、「見て見ぬふりをする『傍観者』の生徒」など、周囲に生徒がいる場合が多い。これらの観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、生徒の立場は逆転することもあり、傍観者が仲裁者となることで、いじめの抑止力となる。

## イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のようなものが考えられる。

- (ア) 嫉妬心（相手を妬み、引きずり下ろそうとする心）
- (イ) 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする心）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする心）
- (エ) 同調性（強いものに追従し、数の多い側に入っていたいと思う心）
- (オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたいという心）
- (カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したいと思う心）
- (キ) 欲求不満（いらいらをはらしたいと思う心）

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意思を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない環境形成のための取組をあらゆる教育活動を通して展開することが求められる。

### (1) いじめ問題対策委員会の設置

#### ア 構成員

校長、分校長、生徒指導主事、人権教育・研修課長、当該学年主任、人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールライフアドバイザー、関係教員

#### イ いじめ問題対策委員会の運営

- (ア) 定例のいじめ問題対策委員会は年度始めと年度末に各1回開催する。
- (イ) いじめ事案の発生時には、緊急対応会議を開催する。
- (ウ) いじめ問題対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

### (2) 年間計画

別紙1参照

### (3) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙2の通りとする。

### (4) 重大事態を含む緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な取組を別紙3の通りとする。

#### **(5) 校内研修の企画・運営**

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関する校内研修を企画し、計画的に実施する。特に、外部講師の活用や具体的な実践事例の提供等を行い、教職員の指導力向上を図る。

#### **(6) 学校いじめ防止基本方針の定期的な見直し・改訂**

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、適切に機能しているかについての定期的な点検を行い、必要に応じて見直しや改定を行う。

### **4 いじめの未然防止**

いじめの問題においては、いじめが起こらないホームルーム経営や学校経営が重要である。そのためには、学校の教育活動全体を通して、自尊感情の高揚や規範意識の定着を図り、生徒の豊かな人間性や社会性を育てることが必要となる。

#### **(1) 学業指導の充実**

- ア 規範意識や自尊感情を授業の指導を通して育てる。
- イ コミュニケーション能力の向上を図り、一人ひとりを大切に作る授業づくりを行う。

#### **(2) 特別活動、道徳教育の充実**

- ア ホームルーム活動や部活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- イ ボランティア活動などを充実し、自発的に行動できる生徒を育てる。

#### **(3) 担任による面談や教育相談の充実**

- ア 面接週間を設定する。
- イ 教育相談室による定期的な面談を実施する。

#### **(4) 人権教育の充実**

- ア 人権・同和教育ホームルーム活動を充実させる。
- イ 講演会等の開催を通して、人権意識の高揚を図る。

#### **(5) 情報教育の充実**

- ア 教科「情報」におけるモラル教育の充実を図る。

#### **(6) 保護者・地域との連携**

- ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- イ 学校を地域に公開し、地域全体で生徒を見守る意識の定着を図る。

### **5 いじめの早期発見・早期対応**

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

#### **(1) いじめの発見**

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

- ア いじめられている生徒・いじている生徒のサイン（別紙4）
- イ 教室・家庭でのサイン（別紙5）
- ウ いじめ早期発見のためのチェックリスト（別紙6-1・2）

## (2) 早期発見・早期対応のための取組

### ア 相談体制の整備

- (ア) 相談窓口の設置・周知
- (イ) 面談の定期的実施
- (ウ) 相談BOXの活用・周知

### イ 定期的調査の実施

アンケートの実施（各学期に1回）

### ウ 情報の共有

- (ア) 報告経路の明示・報告の徹底
- (イ) 職員会議等での情報共有
- (ウ) 要配慮生徒の実態把握
- (エ) 進級時の引継ぎ
- (オ) 家庭・地域との連携

## 6 いじめが起きた場合の対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ（別紙7）

### (2) 生徒への対応

#### ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- (ア) 安全・安心を確保する。
- (イ) 心のケアを図る。
- (ウ) 今後の対応について、ともに考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 温かい人間関係を作る。

#### イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- (エ) 今後の生き方を考えさせる。
- (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

#### ウ 指導の継続

いじめが「解消している状態」を、少なくとも次の2つの要件が満たされている状況と定義し、いじめが解消するまで生徒への指導を継続する。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していること。

- (イ) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (3) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ関係を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (4) 保護者への対応

#### ア いじめられている生徒の保護者

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- (ア) じっくりと話を聞く。
- (イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- (ウ) 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

#### イ いじめている生徒の保護者

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- (ア) いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- (イ) 生徒は保護者の心情に配慮する。
- (ウ) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- (エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

#### ウ 保護者同士が対立する場合

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- (ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- (イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- (ウ) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### (5) 地域及び関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が必要である。

#### ア 県教育委員会（愛媛県いじめ問題対策本部会議）との連携

- (ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応が必要な場合。
- (イ) 関係機関との調整が必要な場合。

#### イ 警察との連携

- (ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合。
- (イ) 犯罪等の違法行為がある場合。

#### ウ 福祉関係との連携

- (ア) 家庭の養育に関する指導・助言が必要な場合。
- (イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握が必要な場合。

#### エ 医療機関との連携

- (ア) 精神保健に関する相談が必要な場合。
- (イ) 精神症状についての治療、助言・指導が必要な場合。

## オ いじめ問題対策委員（外部委員）との連携

地域との組織的な連携が必要な場合、学校関係者評価委員と連携する。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどの方法により、いじめを行うもので、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

#### ア 保護者への啓発

(ア) フィルタリングやルール作り

(イ) 保護者の見守りによる生徒の小さな変化の発見

#### イ 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

### (3) ネットいじめへの対応

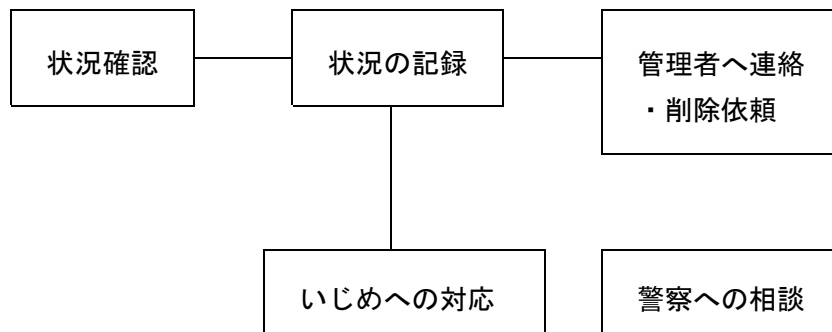
#### ア ネットいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え

(イ) 閲覧者からの情報

(ウ) ネットパトロール

#### イ 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態

#### ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(ア) 生徒が自殺を企図した場合。

(イ) 精神性の疾患を発症した場合。

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合。

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合。

#### イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(ア) 年間の欠席が30日以上の場合。

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

## **(2) 重大事態時の報告・調査協力**

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に設置されている愛媛県いじめ問題対策本部会議に報告し助言を受け、調査の協力等を行う。

## **(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供**

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に説明を行う。情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に十分配慮し、適時・適切な提供を行う。

アンケート等の実施については、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者への説明をする等の措置が必要となることに留意する。

また、調査を行う場合は、県教育委員会に情報提供の内容・方法・時期などについて指導及び支援を受ける。

## **(4) 出席停止・転学退学措置について**

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生徒課が連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で検討する必要がある。出席停止の措置は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から実施するものである。

また、いじめられている生徒の心身の安全が脅かされる場合、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

生徒本人や保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

## **9 学校評価の実施**

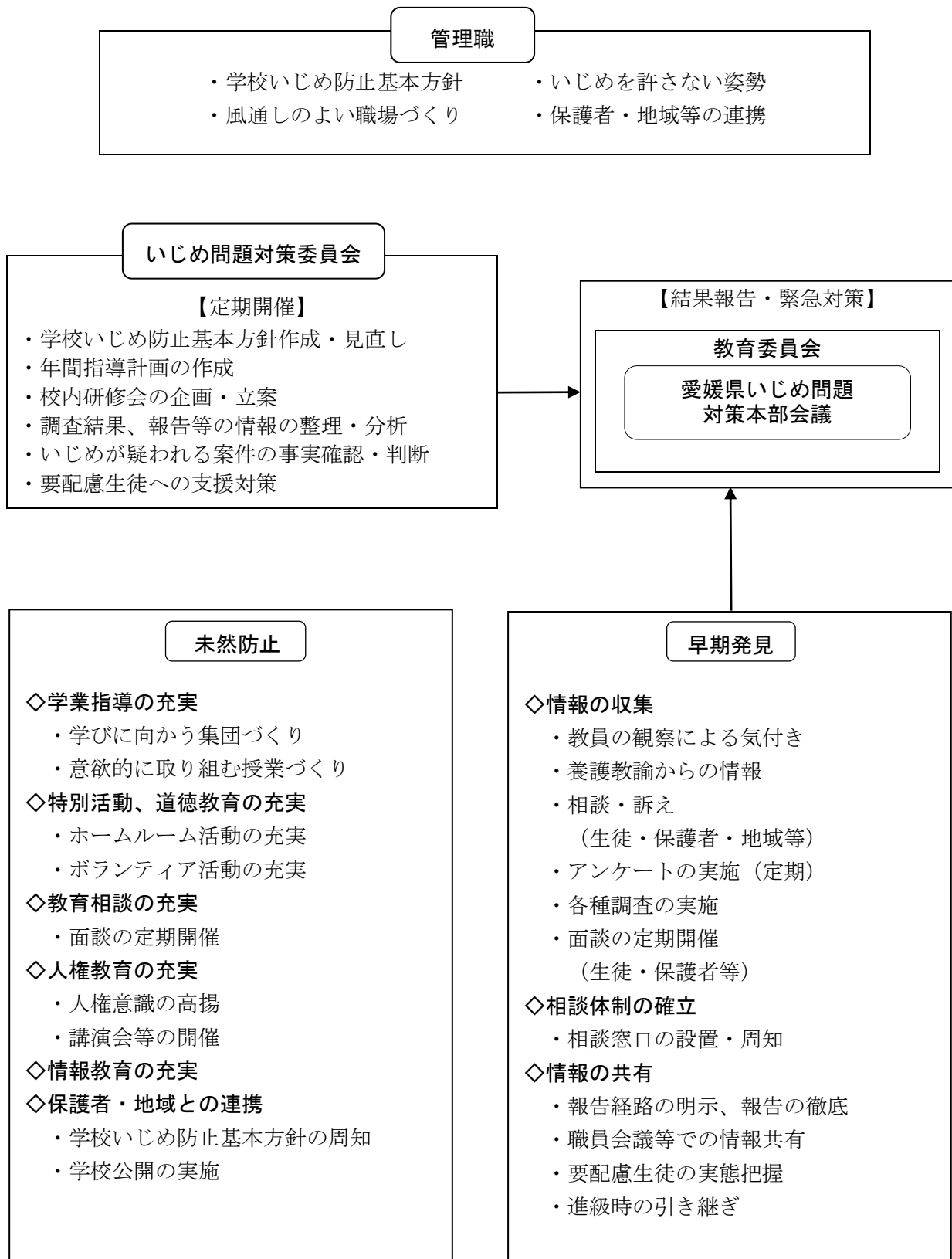
学校評価委員会において、いじめ問題への取組についての自己評価を行う。また、その結果を分析し、「いじめ防止基本方針」及び校内体制等の改善を図る。



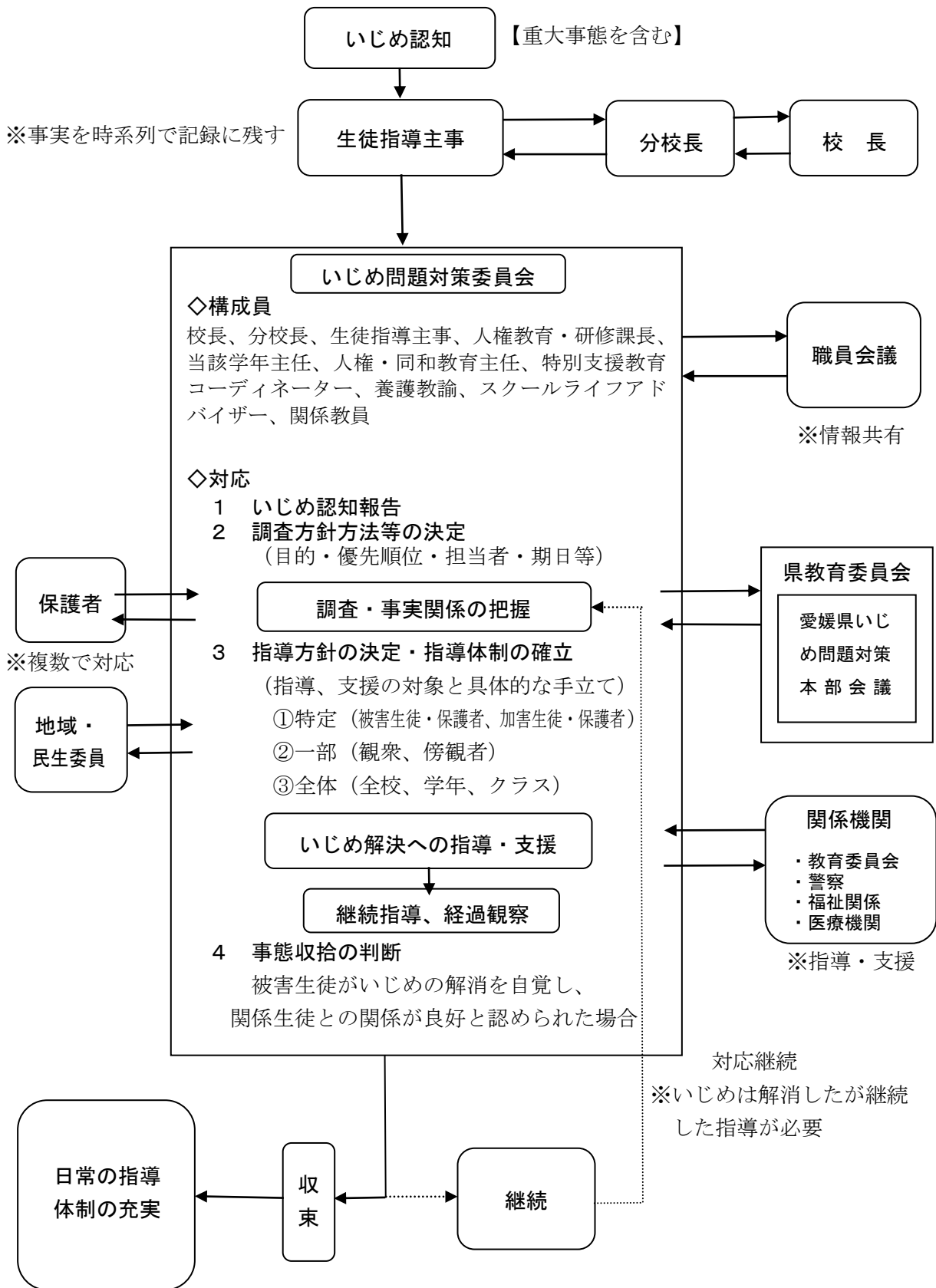
別紙1 いじめ防止のための年間推進計画

	職 員 会 議 等		未然防止に向けて取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ防止対策推進方針・計画作成 職員会議	いじめ事案発生時……いじめ対策委員会・臨時職員会議	HRづくり 遠足・新入生オリエンテーション	個別面談
5月	職員会議 いじめ防止対策委員会① いじめ防止対策校内研修会			P T A総会 家庭訪問
6月	職員会議		人権・同和教育HR活動① 人権だより発行①	いじめに関するアンケート①
7月	職員会議		人権だより発行②	三者面談
8月	職員会議 人権・同和教育校内研修会①		人権しまなみ研修会	
9月	職員会議		運動会 人権だより発行③	個別面談
10月	職員会議		人権・同和教育講演会 人権だより発行④	
11月	職員会議		文化祭 人権・同和教育HR活動② 人権だより発行⑤	いじめに関するアンケート②
12月	職員会議		人権だより発行⑥	三者面談
1月	職員会議		人権・同和教育HR活動③ 人権だより発行⑦	個別面談
2月	職員会議 いじめ防止対策委員会② 人権・同和教育校内研修会②			いじめに関するアンケート③
3月	職員会議 本年度のまとめ			入学前の中学校との情報交換

## 別紙2 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙3 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



## 別紙 4

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見落とさないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室した後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートが汚れている。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけあっている表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていることがある。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒いることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士と集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を使っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

## 別紙5

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/> 登校時国になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。
<input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/> 大きな額の金額を欲しがる。

別紙6（その1） いじめ早期発見のためのチェックリスト

<p><b>いじめが起こりやすい・起こっている集団</b></p> <p><input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない。</p> <p><input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。</p> <p><input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子供が残る。</p> <p><input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがっている子供がいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。</p>
<p><b>いじめられている生徒</b></p> <p>●日常の行動・表情の様子</p> <p><input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている。</p> <p><input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようになっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない。</p> <p><input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える。</p> <p><input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる。</p> <p><input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。</p> <p><input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。</p> <p>●授業中・休み時間</p> <p><input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる。</p> <p><input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである。</p> <p><input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる。</p> <p><input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる。</p> <p><input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、悪口を言われたりする。</p> <p>●昼食時</p> <p><input type="checkbox"/> 好きな物をほかの生徒にあげる。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している。</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。</p> <p><input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。</p> <p>●清掃時</p> <p><input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている。</p>

## 別紙6（その2）

いじめられている生徒
<p>●その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きがかかれる。</li><li><input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。</li><li><input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする。</li><li><input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる。</li><li><input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。</li><li><input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている。</li><li><input type="checkbox"/> ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。</li><li><input type="checkbox"/> 手や足にする傷やあざがある。</li><li><input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない。</li><li><input type="checkbox"/> 必要以上にお金を持ち、友達におごろうとする。</li></ul>

いじめている生徒
<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている。</li><li><input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている。</li><li><input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる。</li><li><input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ。</li><li><input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える。</li><li><input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け入れない。</li><li><input type="checkbox"/> グループで活動し、他の生徒に指示を出す。</li><li><input type="checkbox"/> 他の生徒に対して威嚇する表情をする。</li><li><input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う。</li></ul>

いじめ対応の基本的な流れ

